

# **第 27 回理事会議事録**

平成31年2月28日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金  
第27回理事会議事録

1. 招集年月日 平成30年10月19日（金）
2. 開催場所 「田中田村町ビル5階5D室」  
東京都港区新橋2-12-15
3. 開催日時 平成31年2月28日（木）午後3時
4. 理事現在数 4名
5. 出席理事数 3名  
(出席者) 小林 悅夫、炭谷 茂、鶴 精三  
(欠席者) 鎌田 ケイ子  
(監事出席) 高橋 忠夫  
(監事欠席) 森居 秀彰
6. 概要  
事務局から理事現在数4名中、出席者は3名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。  
次に、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第37条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。  
議事録署名人は、定款第45条に基づき、炭谷理事長、高橋監事とする。
7. 議案等
  - (1) 第1号議案  
「平成31年度事業計画書及び予算書」の件
  - (2) 第2号議案  
「基本財産の繰入」の件
  - (3) 第3号議案  
「顧問の選任」の件
  - (4) 報告事項等
    - ①「職務執行状況報告（理事長）」
    - ②「職務執行状況報告（常務理事）」

◎ 第1号議案 「平成31年度事業計画書及び予算書」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

(1) この事業計画書及び予算書は、公益財団法人移行後の第9事業年度の事業計画書及び予算書であり、事業期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日迄となること。

(2) 「4カ年方針」(平成29~32年度末)に基づき事業再編を進める。

平成29年度から概ね4年間の帰国者援護の趨勢と課題をまとめた「4カ年方針」に基づき事業を実施していくこととしているが、平成31年度においても前年度に引き続き、相応しいペースで従来事業の縮小・整理を進めるとともに老後支援事業や就学援助事業等の転換を図る。

(3) 収入面においては、寄附金収入の増加を見込むことは難しくなっているが、普及啓発活動を強化する等によって減少傾向に歯止めをかける努力を続けたい。運用収益は安定的な収益を目指し引き続き堅実な運用を図りたい。

支出面では、公益事業及び法人業務において、あらゆる点において無駄削減、合理化の努力を続けるとともに、国等からの委託事業においては、委託費の範囲内でできる限り積極的、効果的な支出を行うように努めたい。

また、援護基金全体の事業規模が年々縮小していることにともない、遊休財産が保有限度額を超過してしまう心配を抱えることになっているが、過度な事業縮小を避けて事業費の縮小幅を抑える他、流動資産を適宜固定資産化して有効に活用する等、調整に努めたい。

(4) 援護基金の公益事業及び法人業務の性格上、人件費が支出全体の大きな部分を占めることは避けられないが、今後事業規模の縮小こそあれ拡大は難しい状況であることから、できる限り固定的な人件費を削減したい。

しかし関連法令の改正もあり、前年度下半期より有期労働契約による臨時職員の多くが無期労働契約に切り替わったことにより、人件費の固定化は強まった。今後も「同一労働同一賃金」を目指した諸改正が続き、援護基金の事業・業務を安定的に継続していくための労務管理はより難しさを増すと思われ、引き続き関連規程の見直し等を進めていきたい。

(5) 「公1」の3事業、「公2」の12事業の各々について、平成31年度事業計画を説明した。

(6) 予算書についてポイントを説明した。

各理事等からの主な質疑・意見等は次のとおり。

質疑1（鶴理事）

事業の組み立ての変化や労働条件が時の流れを受けている中で、どんなに素晴らしい事業を行っていても、働く人が意欲を持って継続して働く仕組みがないと働く人も嫌になるし事業もおかしくなる。働く人の意欲をきちんと把握することは大切で、人事管理ではいろいろな評価があるが、業績評価では自己申告と行動評価の仕組みと両方活用しながら、職員本人の気づきを促してどのように事業を頑張るかが重要となる。事業転換期の民間事業所では職員が一斉に辞めたり事故事件が起こることがある。

（基金）

難しい状況である。中国語を用いる人材の需要が高まっている。基金は従来中国語人材の社会的ニーズが逼迫してない頃からやってきた。外国人労働者を多く日本に入国させる方針で日本語教育関係もかなり人手不足である。援護基金では帰国者の数が減った分、職員に辞めてもらわないとやっていかないが、能力のある人には引き続き熱意を持ってやってもらいたいがその調整は非常に難しい。

（鶴理事）

旅行会社には人件費にいくらでも費用を出して人材確保しているようだ。事業自体に関心持つ職員もいると思うが、職員が出て行かない仕組みが必要。

質疑2（高橋監事）

財政均衡問題は遊休財産扱いにされて困ったことである。老後支援事業は介護事業だけに限っている。個人は高齢になると生活が苦しくなっているはずである。孤児で事業をやっている方や生活に困っている個人に利子を取らずに金を貸すといった発想はできないか。遊休財産扱いにされるなら事業拡大して介護事業で残留婦人の方々を対象とした援助の仕方もあるのではないか。

基金で新しい事業ができるのか。技能者研修制度に関係する商売の方法があるようだ。斡旋する管理団体があるそうで、介護事業とは質的に異なるかもしれないが関連事業として考えられないか。

(基金)

基本財産2の運用益は指定事業以外に使用できないので、老後支援事業（介護事業含む）には使用できず運営資金に余裕がない。

(高橋監事)

昨年の普及啓発事業は評判がよかったです作品展を毎年やって国民にアピールしたらどうか。その際会員制にしたり、寄付者を募って寄付をいただいたらどうか。

以上、第1号議案の了承について議長が諮ったところ、事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第2号議案 「基本財産の繰入」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

当財団の基本財産2の資産運用において、為替変動等により元本と時価総額との乖離（価値の減少）が生じている現状に鑑み、元本保全のため、金融資産（約5千万円）を取得し基本財産2に繰入れたいので承認を頂きたい。

なお、これによる運用益の増額分は、就学援助事業等に充てる。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

◎ 第3号議案 「顧問の選任」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第36条第3項の規定に基づく理事会決議事項である当財団顧問の選任について、次のとおりとすること。

選 任：竹之下和雄

任 期：平成31年4月1日から平成32年3月31日

報酬月額：顧6号 200,000円（月8日間勤務の場合）

報酬は現行通りだが、平成28年の7月に「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」の専務理事に就任され、立ち上げから現在まで大変忙しい身となっている。一昨年度からは資金運用、債権の売買等、どうしても知恵を借りな

くてはならないところに絞ってお願ひしたい。状況に合わせて必要なときに、概ね月1、2回程度お願ひする予定。

#### ◎報告事項等

##### (1) 職務執行状況報告（炭谷理事長、第25回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎月一、二回、常務理事（事務局長）から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な職務執行については、次のとおり。

1. 第25回理事会の議事録等の決裁と署名、及び関係当局への届け出に伴う諸々の決裁。
2. 第12回評議員会の資料及び議事録の決裁。
3. 第26回臨時理事会（決議省略方式）
  1. 中国帰国者生活文化作品展の開催及び補正予算の件
  2. 平成30年度団体助成金交付の件  
以上の資料等の決裁と議事録署名。
4. 中国帰国者生活文化作品展において主催者挨拶及び入選者への表彰。
5. 今年度第三回「集団一時帰国」と「中国政府担当官来日」の歓迎会の出席及び挨拶。
6. その他、援護基金保有債券の満期償還等とともに売買の決裁等。

##### (2) 職務執行状況報告（小林常務理事）

通常の職務についての報告の他、次の件について報告した。

##### 1. 団体助成委員会について

団体助成及び介護基盤整備援助の助成案は、平成31年度から団体助成委員会の審議を通じて決定する形に戻した。

##### 2. 二世介護事業者の動向について

NPO法人中国帰国者・日中友好の会が、江戸川区平井に中国帰国者向けデイサービス事業所「一笑苑 平井」を平成30年12月に開業した。この団体の他にも中国帰国者向けデイサービス事業所が開業したが、事業所の多くが援護基金の介護基盤整備援助、介護団体支援を受けている。介護事業の運営に当たっては、二世三世の運営事業者間で今後連携を深めていくようであるが援護基金としてもできるだけ応援したい。

以上をもって第27回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時19分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

平成31年3月22日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長

岸 田 一

監

事 高 橋 忠